

『御堂閔白記』の「妻」と「妾」について

倉本 一宏

はじめに

平安貴族の結婚というと、妻問婚による一夫多妻制と考えられてきた時期があった。今でもそのように記した本が見られるのは、そういういった幻想（願望？）が根強く残っているためであろうか。

しかし、実際には彼らは嫡妻と同居していたのであり（というより、その女性の家に婿入りしたのである）、古記録などを読んでいても、一時期には妻は一人しかいなかった人が多いのである。

また、かつては、古代日本においては配偶者同士の格付けはなく、「妻」と「妾」の区別も明確には存在しなかったとされていた。しかし近年では、藤原道長の配偶者である倫子所生の子女と明子所生の子女に関して、男子については昇進、女子については結婚相手の選択について比較された梅村恵子氏の研究^{註1}や、道長による子女への

邸宅の伝領について比較された野口孝子氏の研究^{註2}によって、倫子と明子は配偶者として同格ではなかったことが明らかとなっている。私も、「女方」倫子と「高松」明子の呼称の差異を通じて、倫子と明子の格差を推定したことがある^{註3}。

平安貴族社会にも「妻」と「妾」の差異は明確に存在し、たとえば光源氏の「妻」が葵上と女三宮のみであったように、両者は厳然と区別されていたと考えられるようになっていく^{註4}。

ところが、『御堂閔白記』を読んでいると、少なくとも表記の上では、道長は「妻」と「妾」を明確に区別していなかったのではないかと思われる事例が数多く存在する。本稿では、それらを考察することによって、道長の配偶者認識、『御堂閔白記』の記載の特色、ひいては平安貴族社会の結婚について考える材料を提供したい。

『御堂閔白記』の「妻」と「妾」

現在残っている『御堂閔白記』には、「妻」または「妾」という語が、自筆本、古写本（および古写本を書写した平松本）合わせて、四二例、見られる。なお、自筆本を書写した長和二年（一〇一三）の平松本には、この語は見られなかった。

ちなみに、妻の語源は「つま（端）」と同じく、本体・中心からみて他端のもの、相対する位置のもの意で、建物などでは正面を平（ひら）というのに対して、棟と直角の側面をいい、人間関係では配偶者をいう（『日本国語大辞典』による）。

さて、『御堂閔白記』に四二例、見られる用例のうちでは、「妻」が一八例、「妾」が二四例である。これだけだと両者が拮抗しているようにも思えるが、自筆本と古写本の違いを考慮すると、驚くべき結果が明らかとなる。

自筆本では、「妻」が一例も見られないのに対し、「妾」が七例、古写本では「妻」が一八例、「妾」が一七例、つまり古写本で両者がほぼ同数であることから、全体でも拮抗しているように見えるのであって、元々道長が記録していた自筆本では、『御堂閔白記』を記録した全期間にわたって、ほとんどすべてが「妾」であったこと

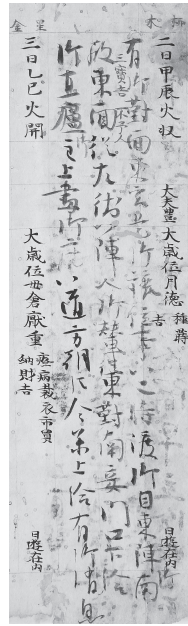
が推定できるのである。

たとえば、自筆本と古写本の両方が残っている長保二年（一〇〇〇）二月二十一日条では、自筆本が「故斉名の妾、扶桑集」を奉る」とあるものを、古写本では「故斉名の妻」と書き替えている。寛弘四年（一〇〇七）七月十四日条の自筆本「出居の座、東の妾に在り」を古写本系統の平松本で「出居の座、東の妻に在り」と書き替えた例、寛仁二年（一〇一八）正月三日条の自筆本「二尺五寸の二脚は南北を妾に立つ」「三尺一脚は東西を妾に立て、……」を古写本で「二尺五寸の二脚は南北を妻に立つ」「三尺一脚は東西を妻に立て、……」と書き替えた例も同様である。

寛弘六年（一〇〇九）八月二十三日条で自筆本の「其の妾に乗鞍一具」を古写本（師実筆）で「其の妾に乗鞍一具」とした例、寛弘八年（一〇一〇）六月二日条で自筆本の「東対の南妾、門口より下り給ふ」を古写本（師実筆）で「東対の南妾、戸口より下り給ふ」とした例といった例外は存在するが、基本的に古写本は自筆本の「妾」を「妻」と書き替えている。

なお、『御堂閔白記』の古写本は、基本的に二人の手によっている。道長の嫡孫である師実と、某（おそらくはその家司）である。自筆本の「妾」をそのまま「妾」と写した二例がいずれも師実の手になるものであったことは、偶然ではあるまい。

自筆本・寛弘八年六月二日条



「つま」を古写本で「妾」と表記している一七例のうち、九例が師実の手によるものである。視点を変えようと、師実が書写した年で「つま」を表記した一一例のうち、「妻」は二例、「妾」は九例ということになる。某の表記した三五例は、「妻」が一六例、「妾」が八例と、「妻」の方が多いためである。

撰閲家の長である道長や師輔に「妾」表記の多いことの意味は、また別個に考えなければならぬであろう。

建築の向きを表わす「妻」と「妾」

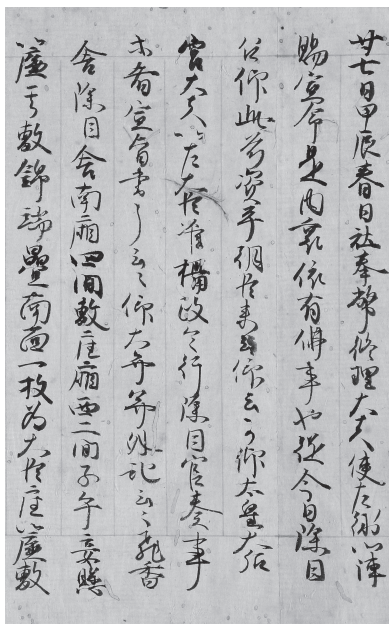
次に、「つま」が意味する主要な二つの語義のうち、まず建築の向きに関する「つま」についてみてみよう。これは意外なことに、「妻」が一六例、「妾」が六例である。

自筆本はすべて「妾」と表記しているので、四例すべてが「妾」

であるが、古写本は「妻」が一六例、「妾」が二例となる。古写本では、おそらくは自筆本では「妾」と表記していたものを、ほとんどすべて「妻」と書き替えているのである。なお、「妾」の二例は、いずれも師実の筆になるものである。

それにしても、たとえば長和四年（一〇一五）十月二十七日条（古写本・師実筆）のように、「廂の西二間に子午を妾として簾を懸く」などと、建物の「つま」を「妾」と表記する感覚は、どうにも理解しがたいものである。脳内で「つま」と書こうとして、その指令が手に伝わるまでの間に、「つま」⇨「妾」という認識が支配してしまっ

古写本・長和四年十月二十七日条



ているのであろう。

配偶者を表わす「妻」と「妾」

それではいよいよ、配偶者を表わす「妻」と「妾」を見てみよう。これも驚くべき結果である。二〇例のうち「妻」がたったの二例、「妾」が一八例である。自筆本三例がすべて「妾」、古写本が「妻」二例、「妾」一五例である。「妻」と表記した二例は、いずれも師実ではない某が書写したものである。

つまり、道長や師実にとつてはすべて、その家司クラスの者にとつてもほとんどが、配偶者「つま」を表わす用字は「妾」だったのである。

その中には、嫡妻ではない配偶者もいたであろうが、明らかに嫡妻を表わす場合でも、彼らは配偶者を「妾」と表記しているのである。ほとんどの人の場合、その女性が嫡妻なのかどうかは判断しがたいのであるが、夫の死後に道長に書を献上したり（長保二年二月二十一日条）、夫と共に任国に下向したり（寛弘元年（一〇〇四）閏九月十六日条、寛弘二年（一〇〇五）八月二十七日条、寛弘六年八月二十三日条、寛仁二年三月十四日条）、瀨死の夫を引き取った（寛弘五年（一〇〇八）二月二十日条）したりしている記事に登

場しているところから、ほとんどは嫡妻であったものと推定できる。

たとえば、寛仁二年十二月二十四日条（古写本・某（師実家司か）筆）では、「丑時、大将の妾、男子を産む」と云々とあるが、この「妾」は藤原公任の女で、長和元年（一〇一二）に教通を婿取りした、まさに嫡妻である。その嫡妻が教通の一男である信家を産んだという記事である。その嫡妻に対して、前日の「左大将の妾、惱氣有り」という記事に続いて、「妾」と表記しているのである。

なお、長和五年（一〇一六）四月二十一日条（古写本・師実筆）は、

「是れ石大臣、年来の間、彼の宰相の妾の女御、勘当有りて相合はず。此れ宰相に嫁する後、已に数年。而るに今日、件の家の狭敷に、右府、来たる」と云々。

というものである。一条天皇の死後、その女御であった藤原元子（石大臣藤原顕光の女）が数々の浮き名を馳せた源頼定と同居し、顕光はこれを勘当したのであるが、二人は出奔して同居を続け、子を儲けた。この日、二人の賀茂祭の棧敷を顕光が訪れ、和解したというものである。女御であった元子（この時点では頼定の主要な配偶者であった）を「妾」、二人の結婚を「嫁」と表記しているのである。

平安時代の実像は、『源氏物語』などのような架空の物語から考えただけでは、とうていその真の姿に近付くことはできない。

おわりに

以上、『御堂関白記』における「つま」の表記、「妻」と「妾」について考察してきた。その結果、道長や師実といった撰閲家当主がほとんど「妾」を使用していたこと、古写本であっても建築関係の「つま」には「妻」、配偶者を表わす場合には「妾」を使用していたことを明らかにした。

これが何を意味するのか、特に『小右記』や『権記』など、同時期の他の古記録（写本しか残っていないが）にもこの結果が適用されるのかなど、残された課題は多いが、平安時代史研究における結婚制度や配偶者の立場について、一石を投じたい。

なお、最後に字の問題について触れておきたい。実は「妻」と「妾」は字形が似ていて混同しやすいのである。これまでの考察も、「妻」と「妾」を活字風に確定したうえで行なったものであるが、本当にそれが「妻」や「妾」という字なのかどうか、さらに厳密な考察が求められる（私の拙い判読では、「妻」と「妾」でいのように思えるのであるが。いやはや学問は行き着く先がなく、道は遙かに遠い。

注

(1) 梅村恵子「撰閲家の正妻」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』所収、吉川弘文館、一九八七年)

(2) 野口孝子「平安貴族社会の邸宅伝領」(『古代文化』第五七卷第六号掲載、二〇〇五年)

(3) 倉本一宏「御堂関白記」に見える「女方」について(『むらさき』四七号掲載、二〇一〇年)

(4) 工藤重矩『源氏物語の結婚 平安朝の婚姻制度と恋愛譚』(中央公論新社、二〇二二年)

・長保二年(一〇〇〇) 二月二十一日(自筆本・道長筆)

故斉名の妾、『扶桑集』を奉る。

・長保二年(一〇〇〇) 二月二十一日(古写本・某(師実家司か)筆)

故斉名の妻、『扶桑集』を奉る。

・寛弘元年(一〇〇四) 閏九月十六日(古写本・某(師実家司か)筆)

微雨、降る。陸奥守道貞朝臣の妾子、下向す。

・寛弘元年(一〇〇四) 十二月二十七日(古写本・某(師実家司か)筆)
東西妻、二間に車を立つ。

東西妻、二間に車を立つ。

・寛弘二年(一〇〇五) 八月二十七日(古写本系統の平松本)

忠範の姿式部、下向す。車を調べ、賜はんと欲する間に來たる。

・寛弘三年(一〇〇六) 三月三日(古写本系統の平松本)

其の東に四尺の書屏風一雙を立つ。南北を妻とす。

・寛弘三年(一〇〇六) 八月十七日(古写本系統の平松本)

相撲の屋より出でて御前を渡り、東の妻に至りて上る。

・寛弘四年(一〇〇七) 七月十四日(自筆本・道長筆)

出居の座、東の妻に在り。

・寛弘四年(一〇〇七) 七月十四日(古写本系統の平松本)

出居の座、東の妻に在り。

・寛弘五年(一〇〇八) 二月二十日(古写本系統の平松本)

寅時ばかり、私家に送る。妾と同車す。

・寛弘六年(一〇〇九) 八月二十三日(自筆本・道長筆)

陸奥守濟家、罷り申す。女装束・下襲・表袴・馬を賜ふ。其の

妾に乗鞍一具。

・寛弘六年(一〇〇九) 八月二十三日(古写本・師実筆)

陸奥守濟家、罷り申す。女装束・下襲・綾の袴・馬を賜ふ。其

の妾に乗鞍一具。

・寛弘八年(一〇一二) 六月二日(自筆本・道長筆)

左衛門陣より御輦を入れ、東対の南妾、門口より下り給ふ。

・寛弘八年(一〇一二) 六月二日(古写本・師実筆)

左衛門陣より御輦を入れ、東対の南妾、戸口より下り給ふ。

・長和元年(一〇一二) 十一月一日(古写本・某(師実家司か)筆)

今、案ずるに、若しくは是れ、案を東西を妻にして立つか。

・長和元年(一〇一二) 十一月二十二日(古写本・某(師実家司か)筆)

東一間に御船を居う。其れ東西の妻、……

神殿の南面の御簾を開き、入御す。件の殿は南北の妻なり。

・長和二年(一〇一三) 七月二十二日(古写本・某(師実家司か)筆)

宮の御乳母兼澄朝臣の女子、参る。是れ周頼朝臣の妾なり。

・長和四年(一〇一五) 七月二日(古写本・師実筆)

「此の西の宅なり。是れ保昌の本の妾の為す所」と云々。

・長和四年(一〇一五) 七月二十三日(古写本・師実筆)

聞く事は加賀守政職、件の宮の御封物、未だ弁せざるに、妾女

の宅、封ぜらるる事なり。

・長和四年(一〇一五) 十月二十七日(古写本・師実筆)

・長和四年(一〇一五) 十月二十七日(古写本・師実筆)

廂の西二間に子午を妾として簾を懸く。

・長和五年（二〇一六）三月十二日（古写本・師実筆）

南殿の未申の角より、南北を妻に屏幔を引く。……

楽所は馬場の西廊の南妻なり。

・長和五年（二〇一六）四月二十一日（古写本・師実筆）

「是れ右大臣、年来の間、彼の宰相の妾の女御、勘当有りて相合はず。此れ宰相に嫁する後、已に数年。而るに今日、件の家の狭敷に、右府、来たる」と云々。

・長和五年（二〇一六）五月二十五日（古写本・師実筆）

故右京進致行の妾の家に大学助至孝、行く。件の女の宅に入る。

・長和五年（二〇一六）五月二十六日（古写本・師実筆）

件の致行の妾は観峯の縁とする所の者なり。

・長和五年（二〇一六）七月二十九日（古写本・某〔師実家司か〕筆）

筆）

左少弁経頼の妻、亡ぬ。是れ産事なり。

・長和五年（二〇一六）十月四日（古写本・某〔師実家司か〕筆）

「右衛門督の妾、産氣有り」と云々。

・寛仁元年（二〇一七）二月六日（古写本・師実筆）

「放免为重丸と同女と相妾なり」と云々。……

・寛仁元年（二〇一七）十一月二十二日（古写本・某〔師実家司か〕

筆）

寢殿の東の妻より入る。

・寛仁二年（二〇一八）正月三日（自筆本・道長筆）

二尺五寸の二脚は南北を妾に立つ。……

三尺一脚は東西を妾に立て、御酒盞を置き（盤・蓋有り）、ヒを加ふ。

を加ふ。

・寛仁二年（二〇一八）正月三日（古写本・某〔師実家司か〕筆）

二尺五寸の二脚は南北を妻に立つ。……

三尺一脚は東西を妻に立て、御酒盞を置き（盤・蓋有り）、ヒを加ふ。

を加ふ。

・寛仁二年（二〇一八）三月十四日（自筆本・某〔師実家司か〕筆）

美濃守泰通の妾、小式部、国に下向す。

・寛仁二年（二〇一八）三月十四日（古写本・某〔師実家司か〕筆）

美濃守泰通の妾、小式部、国に下向す。

・寛仁二年（二〇一八）十月二十二日（古写本・某〔師実家司か〕筆）

筆）

余、御後の御屏風の南妻に候ず。……

西面の御屏風の南妻に円座一枚を敷き、余の座と為す。……

馬場の南に五尺の張を立つ（東西を妻とす）。……

馬場殿の西廊の北妻、五間を擬文章生の座と為す。……

・寛仁二年（一〇一八）十二月二十三日（古写本・某〔師実家司か〕筆）

左大将の妾、惱氣有り。大将、退出す。

・寛仁二年（一〇一八）十二月二十四日（古写本・某〔師実家司か〕筆）

「丑時、大将の妾、男子を産む」と云々。